

かみかわ有機農業 ネットワークだより

【第40号】

事務局 上川総合振興局産業振興部農務課

上川農業改良普及センター

上川農業試験場

発行 令和7年(2025年)3月



HP:かみかわ有機農業ネットワークだよりを発行しました(広域) ↑

令和6年度「かみかわ有機農業研修会」を開催

令和7年2月13日に、かみかわ有機農業研修会を上川農業改良普及センター本所及びオンライン配信により開催しました。参加人数は、農業者、関係機関、食関連事業者など43名となりました。内容は以下の講演と有機農業ネットワークの活動紹介が行われました。

1 種苗法の概要及び育成者権侵害事例の紹介

農林水産省北海道農政事務所 生産経営産業部事業支援課

知的財産・食文化グループ 木村円香氏

始めに、種苗法は、「品種登録制度」と「指定種苗制度」で構成されていることについて説明がありました。続いて、育成者権を保護している「登録品種」と、誰でも自由に利用可能な「一般品種」について、北海道で栽培されている、穀物や芋類、野菜、果樹の品種を例示して説明が行われました。

育成者権がおよぶ範囲は、登録品種及び登録品種と明確に区別されない品種の種苗、収穫物、加工品(政令で定めるものに限る)の利用であること、育成者権の効力の例外として「①正規に購入した種苗を用いて得られた収穫物や加工品の利用、②販売・譲渡を行わない個人の趣味や家庭菜園などでの利用(ただし、増やした種苗やその種苗から得られた収穫物を他人に譲渡することはできない)」等について説明が行われました。

育成者権の侵害として「稲、いちご、キウ、柑橘、豆類」の事例紹介と、登録品種かどうか調べる方法として「品種登録ホームページ」「流通品種データベース」等の紹介がありました。

種苗の入手や自家増殖の話は農業者の関心が高く、様々な質疑が行われ、出席者からは「種苗の扱いでモヤモヤしていた点が解消できて良かった」「育成者権のおよぶ範囲を知ることができた」との声が得られました。

育成者権がおよぶ範囲

○育成者権は、登録品種及び登録品種と明確に区別されない品種の種苗、収穫物、加工品(政令で定めるものに限る)の利用に及び、

※種苗の「利用」とは、種苗の生産、調整、譲渡の申出、譲渡、輸出、輸入又はこれらの行為を目的とをもって保管する行為

種苗 **収穫物及び加工品の一部***

※政令で指定されている育成者権が及ぶ加工品(令和4年4月現在) 小豆の水煮及び粉、いくさのごぼろ、米飯、いんげん豆の水煮及び粉、干し芋、焼き芋、乾芋、餅つき(家庭用)

育成者権の効力の例外

正規に購入した種苗を用いて得られた収穫物や加工品の利用には育成者権の効力は及ばないため、自由に販売等することができる。新品種の育成その他の試験又は研究のための品種の利用には、育成者権の効力は及ばない。

販売・譲渡を行わない個人の趣味や家庭菜園などでの利用には育成者権の効力は及ばないため、自由に使える。ただし、増やした種苗やその種苗から得られた収穫物を他人に譲渡することはできない。

具体例2
スーパーマーケットなどで食用で販売しているサツマイモを種子として使用し、苗を生産する場合

想定される事例	育成者権の侵害に該当する可否	可否の理由
①登録品種のサツマイモを種子として使用し、生産した苗からサツマイモを自家消費した	○ (侵害ではない)	収穫物を種苗として利用する行為は、種苗の転用となり、今回の事例では種苗の生産に該当し得るが、収穫物の譲渡や販売を行わない自家消費目的の自家繁殖としての利用には、育成者権の効力が及ばないため。
②登録品種のサツマイモを種子として使用し、生産した苗からサツマイモを収穫し、収穫したサツマイモを露売所で販売した	× (侵害)	収穫物を種苗として利用する行為は、種苗の転用となり、今回の事例では種苗の生産に該当し得る。苗の生産には育成者権者の許諾が必要。収穫した苗から収穫物を販売する行為にも育成者権者の許諾が必要。
③登録品種のサツマイモを種子として使用し、生産した苗を第三者に無償提供した	× (侵害)	収穫物を種苗として利用する行為は、種苗の転用となり、今回の事例では種苗の生産に該当し得る。苗の生産には育成者権者の許諾が必要。その苗を譲渡する行為にも育成者権者の許諾が必要。(登録品種である物の譲渡や登録品種の名称の転用は不要)

(※例)登録品種(育成者権あり):シルクスイート(カマツ種別)、ペにはるか(黒岩種別)
一般品種(育成者権なし):ペにあずま、夜明ごぼろ、高尾14号



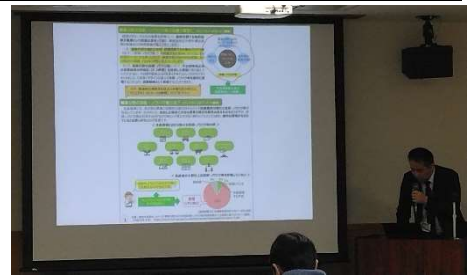
研修会の様子

2 農業知財の普及啓発について

農林水産省北海道農政事務所 生産経営産業部事業支援課

知的財産・食文化グループ 石橋慎吾氏

農業分野の技術・ノウハウ等の保護が重要になっていること、農業分野における営業秘密の保護ガイドラインについて説明いただきました。



3 種苗法改正に係る道総研の対応方針について

地方独立行政法人北海道立総合研究機構

法人本部研究推進部知的財産グループ 平野芳男氏

道総研の主な育成品種と権利状況、種苗法改正に関する道総研の対応方針について説明いただきました。

自家増殖の許諾は、①自己の農業経営における利用に限る、②有償・無償を問わず第三者に種苗として譲渡しない、③数年ごとの種子の更新や適切な栽培、④有機農業において生産性の低下や病害虫の発生に十分留意し必要に応じて種子の更新を行うこと等について説明が行われました。また、自家増殖の許諾手続き（道内農業者の場合）は許諾条件の遵守を条件として許諾手続・利用料の支払なく許諾するとのことでした。



4 農産物の環境負荷低減の取組の「見える化」及び令和7年度の有機農業の推進に関する予算の概要

農林水産省北海道農政事務所旭川地域拠点 館下輝氏

農産物の環境負荷の取り組みの「見える化」として、「温室効果ガス削減 …23品目」「温室効果ガス削減＋生物多様性保全 …米のみ」について説明が行われました。運用は自己宣言表示・取り組みを評価したものであり、製品間の厳密な比較を示すためのものではないとのことでした。



5 報告 かみかわ有機農業ネットワーク令和6年度活動実績報告及び令和7年度活動予定

事務局より令和6年度活動概要と令和7年度活動計画として、会員の取組状況把握、ほ場現地検討会、地産地消収穫祭、研修会が予定されていることが報告されました。



令和6年度の研修会は、種苗法、農業知財、環境負荷低減の取り組みに焦点を当てた内容で、有機農業の推進や課題解決に向けた機運醸成に繋がる研修会となりました。令和7年度は、土作りをテーマに現地検討会を予定しています。